

EV充電インフラの充実と新たな財源創出
に向けて下水道資産（土地）を有効活用！

～EV充電設備付き駐車場の設置・運営を行う事業者を公募します！～

下水道管理用地^{※1}を占有してEV充電設備^{※2}付き駐車場^{※3}の設置・運営を行う事業者を公募します。この取組により、次の2つの効果が期待できます。

◇2050年までの脱炭素化「Zero Carbon Yokohama」の実現に向けた次世代自動車の普及促進

◇地下に下水道管が埋設されている下水道管理用地の地上部有効活用による下水道事業の新たな財源創出

※1、2、3については、裏面をご覧ください。

1 対象用地

次の対象用地一覧から希望する用地を選択し、応募してください（複数選択可）。納付金（駐車場運営による収入見込み額の一部（定額））に係る価格競争入札により、事業者を決定します。

納付金とは別に、占有料が必要です。また、表中の1年当たり占有料は令和6年度時点のものであり、令和7年度以降は、最新の土地評価等を反映して算定し直すため、変動する可能性があります。

No.	所在地	占有面積	1年当たり占有料
(1)	旭区市沢町字馬場崎 262 番 7	187.59 m ²	446,557 円
(2)	港北区大倉山六丁目 2243 番 5	121.82 m ²	574,685 円
(3)	港北区新吉田東三丁目 3709 番 6、同番 7、同番 12	149.42 m ²	619,495 円
(4)	港北区高田東四丁目 996 番 3	158.90 m ²	867,832 円
(5)	瀬谷区中屋敷二丁目 6 番 9	170.00 m ²	299,880 円
(6)	瀬谷区本郷三丁目 45 番 14	292.00 m ²	566,772 円
(7)	川崎市中原区井田二丁目 1158 番 1	329.45 m ²	1,287,325 円

2 公募実施要項等

公募実施要項等は横浜市ホームページをご確認ください。

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kasen-gesuido/gesuido/sisankatuyou/youtikatuyou.html>

対象用地(1)の現況写真



対象用地(4)の現況写真



裏面あり

3 スケジュール等

(1) 事業実施協定の締結までのスケジュール（予定）

公募に係る公告	令和6年2月15日（木）
公募実施要項の配布	令和6年2月15日（木）から令和6年3月4日（月）まで
質問書の受付	令和6年2月15日（木）から令和6年2月26日（月）まで
応募者の受付	令和6年2月15日（木）から令和6年3月4日（月）まで
納付金入札者（応募者のうち資格審査通過者）の決定	令和6年3月18日（月）まで
入札書の受付	令和6年3月19日（火）から令和6年3月25日（月）まで
開札	令和6年3月26日（火）午後2時開始
事業実施協定の締結	令和6年4月中旬まで

(2) 公共下水道占用の手続

- ・事業者は、事業実施協定の締結とは別に、横浜市下水道条例第24条第1項に基づく占用許可を受ける必要があり、事業実施協定締結日から15日以内に占用許可申請書等の提出が必要です。
- ・占用期間：占用許可日から令和8年3月31日まで
ただし、事業者から更新申請があり、横浜市が支障なしと判断した場合は、最長で令和16年3月31日まで更新（占用期間の延長）が可能です。

※1 下水道管理者（横浜市）が所有・管理している土地。

地下に下水道管が埋設されているなどしているものの、地上部には支障物が存在しないか少ないものが多く、この特徴を踏まえて地上部を有効活用する。過年度にはカーシェアリングを含む駐車場としての活用について実証実験も行っている。



※2 「3kW以上の電気自動車用普通充電設備」を対象用地1箇所につき1基以上設置するものとする。

※3 時間貸し自動車駐車場に限る。ただし、部分的にカーシェアリングを導入することを妨げない。



お問合せ先

<公募、入札及び事業実施協定に関すること>

環境創造局下水道事業マネジメント課担当課長 吉野 文雄 Tel 045-671-2906

<対象用地に関すること>

(1)～(5)、(7)の用地 環境創造局管路保全課長 石井 智博 Tel 045-671-2808

(6)の用地 環境創造局下水道施設管理課長 大橋 洋明 Tel 045-671-3573